

補助事業実施の手引き

～令和6年度愛媛県eスポーツ機器導入支援事業費補助金～

1 目的

年齢や性別、障がいの程度に関わらず、楽しむことができるeスポーツは、オンラインでも交流できるツールであるが、機器の購入など初期投資のハードルが高いのが現状である。

本補助金により、障がい者施設等がeスポーツを導入する経費を支援することで、障がい者へのeスポーツの普及を更に拡大し、障がい者の生きがいをづくりや社会参加につなげる。

2 補助対象者

県内の障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定する障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、地域活動支援センター並びに規約、会則等が整備され、組織としての形態を有している団体で、障がい者のためのeスポーツ活動を実施又は実施しようとする者

3 補助条件

本補助金の活用にあたり、以下の事項を遵守してください。

- (1) 令和6年度eスポーツモデル施設として活動すること。なお、令和6年度eスポーツモデル施設ではない団体については、別紙様式にて令和6年度eスポーツモデル施設に応募すること。

【eスポーツモデル施設の概要】

〔役割〕

共生社会の実現に向け、障がい者の輝く場や交流の場を創出すること等を目的に、県と協働して県内障がい者に対してeスポーツの普及を図る。

- (2) 購入した機器を活用し、外部との交流を行うこと。

(例) 他施設とのeスポーツ交流会の開催

- (3) 購入した機器を活用し、施設内でeスポーツに取り組む人数を機器導入前よりも増加させること。(過年度交付団体に限る)

- (4) 来年度以降もeスポーツの取組みを継続することとし、事業終了後少なくとも2年間(令和7年度及び令和8年度)は、eスポーツの取組実績を報告すること。

※別添「eスポーツ活動実施報告書」を提出すること。(各年度末)

4 補助対象事業

補助対象事業は、県内で障がい者が継続的に楽しむことができる e スポーツ活動で、営利を目的とせず、県内の障がい者に対する e スポーツの普及拡大につながる以下の取組みに該当する活動であって、交付決定日から令和 7 年 3 月 31 日までに実施するもの。

- (1) 継続的な e スポーツの練習活動や体験会活動等の事業
- (2) e スポーツのイベント実施等の事業
- (3) その他 e スポーツの裾野拡大に資する事業

5 補助金額

(1) 補助率

新規申請団体：4分の3以内（事業者負担：4分の1）

過年度交付団体：2分の1以内（事業者負担：2分の1）

(2) 補助上限額

新規申請団体：75 千円（事業費上限額 100 千円×3/4）

過年度交付団体：40 千円（事業費上限額 80 千円×1/2）

※ただし、算定された額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

※過年度交付団体とは、令和 4 年度愛媛県 e スポーツ普及拡大導入支援事業費補助金及び令和 5 年度愛媛県 e スポーツ機器導入支援事業費補助金の交付を受けている団体のことをいう。

6 補助対象経費

○ e スポーツ機器購入費用

対象機器は以下のとおり

1	ゲーミングデバイス (例) 家庭用ゲーム機 (PS4、ニンテンドースイッチ等)、ゲーミングパソコン
2	ゲームデバイスを出力するためのモニター及び接続機器 (例) ゲーミングモニター、HDMI 分配器、プロジェクター等
3	ゲーミングギア (例) ゲーミングマウス、キーボード、コントローラー
4	ゲームタイトル (障がい者の e スポーツの推進にふさわしいものに限る)
5	上記に掲げるもののほか e スポーツの実施に必要と認められるもの

※ e スポーツ実施にかかるインターネット接続料金、ゲームのダウンロード料金及びゲームのオンライン契約料金等は補助対象外

7 募集方法

所定の申請書類に必要事項を記入の上、令和 6 年 9 月 20 日 (金) までに下記提出先に、メール又は郵送にて提出してください。

※全ての応募団体に対し、結果を通知します。

8 申請書類

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 補助金所要額調書（別紙1）
- (3) 事業計画書（別紙2）
- (4) 収支予算書（別紙3）
- (5) 団体の概要が分かるもの（規約、会則、団体概要等）
- (6) 令和6年度eスポーツモデル施設申込書（様式）※1
- (7) 口座振替申込書兼債権者登録票 ※2

※1：既に令和6年度eスポーツモデル施設に決定している団体は不要

※2：他事業により県に口座登録済みの場合不要

9 留意事項

- (1) 物品の購入に当たっては必ず領収書を発行してもらってください。（領収書には、日付、宛名、発行者名、金額、内容が記載してあること。）
- (2) 購入した物品及び活動の様子は写真で記録してください。
- (3) 備品（取得単価5万円以上の物品）を購入した場合は、管理簿を作成し、適切に保管してください。

10 提出・問い合わせ先

〒790-8570 松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課

TEL：089-947-5564、FAX：089-947-5721

MAIL：chiikisports@pref.ehime.lg.jp